

ヤング・プロフェッショナルの交換に関する

日本国政府とスイス連邦政府との間の覚書

1. この覚書は、他方の国における業務上、職業上及び技術上の慣行に習熟すること並びに自らの言語的な知識を改善することを希望して、事前に習得した職業上の技能又は知識の分野において雇用されるために、期間を限定して他方の国を訪れるヤング・プロフェッショナルの交換に関して日本国政府とスイス連邦政府との間で得られた共通の認識を記録するものである。ヤング・プロフェッショナルは、労働市場の状況にかかわらず、事前に習得した職業上の技能又は知識の分野において雇用されるための一時的な滞在を許可される。

2. この覚書の目的のため、この計画の対象となる資格を有する自然人は、次の（a）から（c）までの条件を満たす者とする。

（a）日本又はスイスの有効な旅券をそれぞれ有する日本国籍又はスイス国籍を有する者であること。

（b）35歳未満であること。

（c）

（i）日本に入国するスイス国籍を有する者の場合、日本に所在する公私の機関との間の雇用に係る個人契約に基づき、次のいずれかの活動に従事する者であること。

（a a）物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法で範囲が定められている「技術」の在留資格において認められるもの。

（b b）法律学、経済学、経営学及び会計学を含む人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を要する活動であって、出入国管理及び難民認定法で範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの。

（a a）及び（b b）の自然科学又は人文科学の分野に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、自然人が、大学教育、すなわち学士号若しくはより高等の教育を修了すること又は少なくとも10年の間当該活動に従事したことによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなしには従事することのできない活動をいう。

（i i）スイスに入国する日本国籍を有する者の場合、高等教育（大学、応用科学大学、職業及び高等専門試験、高等専門学校）の学位に相当する職業上の技術又は知識を習得し、スイスに所在する公私の雇用者との個人契約に基づき雇用される者であること。

3. この覚書の目的のため、ヤング・プロフェッショナルは、
- (a) 日本に入国するスイス国籍を有する者の場合、1年の間、ヤング・プロフェッショナルとして扱われる。この期間は、2年を限度として延長することができる。当該スイス国籍を有する者は、ヤング・プロフェッショナルとしての滞在の前提条件として、1年又は3年の一時的な滞在を許可されている必要がある。この期間は、通常の入国管理に係る手続及び要件に従って延長することができる（当該スイス国籍を有する者は、1年の一時的な滞在を許可されている場合、在留期間を更新しない限り、1年の間のみヤング・プロフェッショナルとして扱われる。）。
 - (b) スイスに入国する日本国籍を有する者の場合、ヤング・プロフェッショナルとして、1年の一時的な滞在を許可される。この期間は、18か月を限度として延長することができる。当局は、雇用者の変更に関する正当な理由を示した要請について決定する。
4. ヤング・プロフェッショナルの報酬並びに他のすべての雇用条件については、受入国のすべての関連する法令を適用する。いずれかの国において、ある職業又は取引に従事するに当たって免許その他の要件に従うことを要求される場合には、2・(c) (i) 及び (i i) の機関及び雇用者は、許可の発給に先だって、要件が満たされていることの証明を当局に対して提出しなければならない。
5. ヤング・プロフェッショナルは、労働災害補償並びに労働災害保険及び健康保険の適切な適用を受けるべきである。適切な適用のために措置をとるよう確保することは、2・(c) (i) 及び (i i) の機関又は雇用者及びヤング・プロフェッショナル双方の責任である。
6. この交換の制度への参加を希望する者は、自国に所在する受入国の外交使節団に申請書を提出する。当該者は、すべての関連する情報を申請書に記載するものとし、特に、2・(c) (i) 又は (i i) の機関又は雇用者の名称及び住所を記載し、並びに計画される活動の詳細（例えば、採用の通知又は労働契約）を示すものとする。交換の制度への参加を認められたヤング・プロフェッショナルは、受入国において有効な通常の入国管理に係る手続及び要件に従い、適切な在留資格を与えられる。
7. 日本国外務省及びスイス連邦移民局は、この覚書及びそれぞれの政府により随時通知される手続上の要件を考慮しつつ、この交換の制度について調整す

る。

8. 両国政府の当局は、申請書ができる限り速やかに処理されるようあらゆる努力を払う。また、両国政府の当局は、適切な他の当局の支援を得て、ヤング・プロフェッショナルの雇用に関して生ずるあらゆる困難を遅滞なく解決するよう努める。

9. この覚書の下での協力は、署名の日を開始し、1年の間継続する。その後はいずれかの政府が他方の政府に対し、この協力を終了する意図を書面にて6か月前までに通知しない限り、1年ごとに継続する。

10. この協力の終了の場合においては、この覚書の下で既に与えられた許可は、その有効期限まで継続する。

この覚書は、日本語、ドイツ語及び英語で、チューリッヒにおいて2009年9月1日に署名され、すべてのテキストがひとしく価値を有する。本文の不一致から問題が生ずる場合は、英語の本文を参照する。

日本国政府のために：

スイス連邦政府のために：